

とちぎの元気な 子ども育て隊!!



とちぎの子ども育成憲章マスコットキャラクター

宣言企業 募集

明日を担う子どもたちが、夢や希望を持ち、
心豊かでたくましく成長するために、
大人の責任と役割を自覚した行動が求められています。

栃木県では、とちぎの子ども育成憲章に賛同し、
子どもたちを育むために、企業、事業所、団体が
自ら実践する活動を
とちぎの元気な子ども育て隊!! 宣言として募集します。

とちぎの子ども育成憲章とは

子どもたちを育成していく上での基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針として、平成22年2月に制定されました。

この憲章は、命を大切に、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長して欲しいという、子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。

とちぎの元気な子ども育て隊!!とは

とちぎの子ども育成憲章のマスコットキャラクター。

栃木の子どもたちを、心も体も元気に健やかに「育てたい」という想いと、県民みんなで一丸となり力を合わせて「育て隊」として取り組んでいこうという、2つの意味を表現しています。

とちぎの元気な子ども育て隊!!宣言の概要

応募対象の企業、事業所、団体

- 栃木県内に所在していること
- とちぎの子ども育成憲章を理解し、その趣旨に賛同していること
- 社会貢献活動の一環として、とちぎの子ども育成憲章を踏まえた活動を現に行い又は行う予定があり、当該活動を継続して実施すること
- 青少年健全育成を主たる目的とするものでないこと

宣言企業等のメリット

- 県において宣言(活動)内容を確認した後、宣言書を発行します
- 宣言企業等の活動を栃木県ホームページや青少年健全育成関連イベント等で紹介・PRします
- 「とちぎの元気な子ども育て隊!!」のデザインが使用できます
- とちぎの子ども育成憲章のPRグッズを配布します
- 一定期間継続している優れた活動には、栃木県青少年育成県民会議会長表彰、栃木県知事表彰により顕彰します

応募方法

- 栃木県ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg>)の電子申請システムから応募してください。又は、栃木県ホームページから応募用紙をダウンロードしていただき、郵送又はFAXにより提出してください
- 応募は、随時受け付けています

対象となる社会貢献活動の例

- 様々な体験活動の機会を提供する活動(環境学習、自然体験、集団宿泊体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作活動 など)
- 多様な機会を提供する活動(異世代間交流、地域間交流活動 など)
- 食育を推進する活動
- ボランティア活動の機会を提供する活動
- 国際交流活動(留学生等との異文化交流 など)
- キャリア教育、職業教育の充実に向けた活動
- 不登校の子どもに対する支援活動
- 障害のある青少年の自立、社会参加に向けた支援活動
- 非行少年やその家族に対する支援活動
- 街頭補導などの非行防止活動
- 地元商店街等における清掃活動
- 外国人の青少年に対する日本語の習得、学習指導などの支援活動
- インターネットの適正な利用に関する活動
- 防犯パトロールなど子どもを犯罪から守るための活動
- 児童虐待の未然防止、早期発見等のための活動

活動実績の報告

- 宣言をした初年度においては、その年の1月～12月の活動実績を、翌年1月31日までに報告していただきます
- 2回目以降の活動実績については、少なくとも3年ごとに報告していただきます

【応募先・問い合わせ先】

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁舎本館7階

栃木県県民生活部 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当

TEL 028-623-3075 FAX 028-623-3150 E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp



毎年第3日曜日は「家庭の日」。

とちぎ
女性活躍
応援団